

令和 5 年 3 月 24 日

## 京都市人権文化推進計画について

1 平成 27 年 2 月に策定した現行の人権文化推進計画の計画期間が令和 6 年度末までとなっておりますが、以下の理由から、計画期間を 3 年延長し、令和 9 年度までとしたいと考えております。

- (1) コロナウイルス感染拡大により社会が大きく変容し、新しい生活様式の実践や価値観の多様化（経済的な成功よりも健康的な生活を志向する人が増えるなど）、デジタル技術の急速な活用に伴う情報技術を使える人と使えない人との情報の格差の拡大、対面での活動の制約などの変化により、人権問題についての啓発や相談の手法に影響が生じており、コロナ後の人権をめぐる状況が十分に明らかになっていない。10 年間の長期の次期計画を策定するには、コロナ後も含めた影響にしっかりと対応し終えたうえで、コロナの一時的な影響に左右されない形で、次期計画の策定の基礎資料となる「人権に関する市民意識調査」を行い、次期計画を、アフターコロナを踏まえた実効性あるものとする必要があるため。
- (2) 以上に加えて、令和 6（2024）年度からの 3 箇年に、「改正障害者差別解消法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を控えており、また、「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」も改訂が想定されることから、これらに伴う社会への影響を考慮する必要があること。

2

- (1) 現行計画を 3 年間延長するに当たっては、これまでの成果を踏まえて、また、現在の人権をめぐる状況を反映して、「令和 7 年度から 9 年度まで」の本市の人権施策を示す「京都市人権文化推進計画（追補版）」を、令和 6 年度中に策定する必要があると考えています。
- (2) 具体的には、パートナーシップ制度をはじめ LGBT 等性的少数者の人権尊重に関する取組の成果や、現行計画の改訂（令和 2 年 3 月）以降に生じた「新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害」や「ヤングケアラーが直面する問題」のほか、延長する 3 年間で生じ得る人権課題に対する取組についても洗い出し、追補版に反映したいと考えています。
- (3) 追補版の策定に当たっては、計画目標や基本方針を改訂するような大規模な改訂を想定していないこともあり、パブリックコメントは行わず、代替措置として、今後想定される人権を取り巻く社会状況の変化や国の動向等について、京都市人権文化推進懇話会への意見聴取や、人権に関する各重要課題所管課への照会を通じて、課題等の現状分析を行い、新たな施策を追加したいと考えています。

## 京都市人権文化推進計画について

	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
当初の計画期間 (平成27年～令和6年度)						当時の次期計画期間 (令和7年度～令和16年度)	
計画期間の延長(案) (平成27年～令和9年度)		現行計画に追加すべき 新たな人権課題について検討	新たな人権課題を加えた 「人権文化推進計画（追補版）」を作成			新たな「京都市人権施策の指針となる計画」を策定	次期計画期間
人権に関する法・計画等 の整備状況			改正障害者差別解消法の 施行（令和6年4月1日）  困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律の 施行（令和6年4月1日）		ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025) の改訂版の策定（国関係府省庁連絡会議）	困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律の 見直し（施行から3年を 目途として実施）	